

議 事 録

会議の名称	令和 6 年 愛 荘 町 教 育 委 員 会 第 3 回 定 例 会
開催日時	令和 6 年 3 月 11 日 (月) 午後 3 時 00 分
開催場所	秦 荘 庁 舎 2 階 第 2 会 議 室
出席者	<p>【教育長】 徳田 寿</p> <p>【教育委員】 3 名 森秀昭、松浦延代、黒川泰守</p> <p>【事務局】 7 名</p> <p>教育次長 上林市治 学校教育担当課長 奥村 晃</p> <p>生涯学習課長 陌間秀介 図書館長 三浦寛二</p> <p>歴史博物館長 下村今日子 給食センター所長 藤野佳美</p> <p>教育振興課長補佐 久保泰代</p> <p>【傍 聴 人】 0 名</p>
議事日程	<p>日程第 1 議案第 7 号 令和 6 年度愛 荘 町 教 育 委 員 会 所 管 教 育 予 算 (案) の 概 要 について</p> <p>日程第 2 議案第 8 号 愛 荘 町 教 育 委 員 会 事 務 局 組 織 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 について</p> <p>日程第 3 議案第 9 号 愛 荘 町 ス ク ー ル ロ イ ヤ ー 設 置 に 関 す る 要 綱 の 制 定 に つ い て</p> <p>日程第 4 議案第 10 号 愛 荘 町 立 学 校 徴 収 金 事 務 取 扱 要 領 の 制 定 に つ い て</p> <p>日程第 5 議案第 11 号 愛 荘 町 社 会 教 育 委 員 の 委 嘱 に つ い て</p> <p>日程第 6 議案第 12 号 愛 荘 町 少 年 補 導 委 員 の 委 嘱 に つ い て</p> <p>日程第 7 議案第 13 号 愛 荘 町 ス ポ ー ツ 推 進 委 員 の 委 嘱 に つ い て</p> <p>日程第 8 議案第 14 号 愛 荘 町 立 歴 史 文 化 博 物 館 協 議 会 委 員 の 委 嘱 に つ い て</p> <p>日程第 9 議案第 15 号 愛 荘 町 文 化 財 保 護 審 議 会 委 員 の 委 嘱 に つ い て</p> <p>日程第 10 承認第 7 号 区 域 外 就 学 の 専 決 処 分 に つ き 承 認 を 求 め る こ と に つ い て</p> <p>日程第 11 承認第 8 号 学 区 外 就 学 の 専 決 処 分 に つ き 承 認 を 求 め る こ と に つ い て</p> <p>日程第 12 承認第 9 号 要 保 護 お よ び 準 要 保 護 児 童 生 徒 の 認 定 の 専 決 処 分 に つ き 承 認 を 求 め る こ と に つ い て</p>
作成者	教育振興課 久保 泰代
教育次長	午後 3 時 00 分開会
教育長	<p>ただいまから令和 6 年第 3 回教育委員会定例会を開催させていただきます。開会にあたりまして教育長ご挨拶をお願いします。</p> <p>皆様こんにちは。早いものでもう 3 月になりました。先週末のような寒の戻りはありますものの、いよいよ春がそこまで来ているという思いがする今日この頃です。</p>

本日の定例会は、松浦委員とともにということでは、これが最後となりますが、どうぞよろしく願いいたします。

さて、13年前の今日、東日本大震災が起り、多くの命が奪われるとともに、津波等地震の直接的な被害に加え、原発による影響においても、多くの人々が被害を受けることとなりました。ハードは一定整備されたものの、そう簡単にはいかない数多くの課題があることをマスコミは伝えています。

一方、今年1月には、能登半島で大きな地震があり、こちらはまだまだ復旧・復興にはほど遠いという現状が伝えられています。

東日本大震災の教訓から、日々の防災教育や種々の備えがものを言うことを教育現場は知らされたところであり、本町においても生きて働く防災教育こそが重要であると、先般校園長会で再認識したところです。特に3点について、点検が必要だと考えます。

一つ目には、子どもが主体的に防災意識をもって考え、行動する力の育成であり、「いつも」と「もしも」がつながること、日常の避難訓練の在り様が重要です。すでに一部校園では、事前告知をしない避難訓練を実施していますが、この先子どもが考え企画した避難訓練を行うことも考える必要ありだと思います。

二つ目には、より一層の地域に根差した防災教育を推進することです。子ども自身が子ども目線で、防災の視点から地域を詳しく知ることや自主防災組織や自治会等との連携も大切になっています。

三つ目には、自然災害やコロナ等の感染症の流行等不測の事態を視野に入れた教育課程の整備であります。例えばオンライン授業で学びの保障をすることは、もう当たり前ではありますが、それに耐えうる子どもたちの資質能力も高めていくことは不可欠であります。

いずれにしても、防災においても自律的な人材であることは、危機を乗り越えるベースとなると思います。そのようなことも意識すべきことの一つとして頭に置きながら、令和6年度は、教育行政方針の副題として「自律型人材の育成と学びを通じた魅力ある地域づくり」(素案)を掲げて取り組んでいきたいと考えています。このことは年度初めの会議において説明させていただきます。

ぜひ皆様方からも次年度の重点目標や取り組みについて様々な角度からのご意見をいただきますようよろしくお願い申し上げます、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。それでは本日の議案日程につきましてはお手元に配布のとおりでございます。議事進行につきましては教育長よろしく願いいたします。

教育次長

教育長	<p>ただいまの出席委員は5名で定数に達しています。よって令和6年愛荘町教育委員会第3回定例会は成立いたしましたので開会いたします。</p> <p>最初に議事録の承認です。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第9条において、議事録に記載した事項に関して委員中に異議があるときはこれを会議に諮って決定するとされています。令和6年第2回定例会の議事録について、事務局からあらかじめ配布され確認していただいていると思いますが、議事録についてご異議はございませんか。</p>
各委員	【異議なし】
教育長	<p>それでは、令和6年第2回定例会の議事録は承認いただきました。後ほど、委員の皆さんにはご署名をお願いします。</p> <p>なお、本日の令和6年第3回定例会の議事録署名も全員で行いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは議題に入ります。日程第1「議案第7号 令和6年度愛荘町教育委員会所管教育予算（案）の概要について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
教育次長	—議案第7号の説明—
教育長	ただいま「議案第7号 令和6年度愛荘町教育委員会所管教育予算（案）の概要について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。
各委員	【質疑なし】
教育長	質疑がないようですので、これより議案第7号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
各委員	【異議なし】
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案どおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第2「議案第8号 愛荘町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
生涯学習課長	—議案第8号の説明—
教育長	ただいま「議案第8号 愛荘町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。

各委員	【質疑なし】
教育長	質疑がないようですので、これより議案第 8 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
各委員	【異議なし】
教育長	ご異議なしと認めます。よって議案第 8 号は、原案どおり可決されました。日程第 3 「議案第 9 号 愛荘町スクールロイヤー設置に関する要綱の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
教育次長	—議案第 9 号の説明—
教育長	ただいま「議案第 9 号 愛荘町スクールロイヤー設置に関する要綱の制定について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。
各委員	【質疑なし】
教育長	質疑がないようですので、これより議案第 9 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
各委員	【異議なし】
教育長	ご異議なしと認めます。よって議案第 9 号は、原案どおり可決されました。続きまして、日程第 4 「議案第 10 号 愛荘町立学校徴収金事務取扱要領の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
教育次長	—議案第 10 号の説明—
教育長	ただいま「議案第 10 号 愛荘町立学校徴収金事務取扱要領の制定について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。
黒川委員	手数料は毎回 1 人につき 11 円ですか。
教育次長	1 回につき 1 人 11 円です。 通常手数料はもう少し高額ですが、11 円に抑えたり、徴収の回数を減らす等で保護者負担の軽減を図るよう努力します。

教育長	他市町では学級費等も公金扱いとして徴収しているところもあるが、町内すべての学校で同じ額を徴収し、同じものを購入することになります。そうすると画一的な教育の内容となり、学校独自の特色のある教育をすることが難しくなります。これについてはどちらが良いのか今後もう少し議論が必要だと思います。
森委員	この業務を担当する会計担当者は誰になるのか。監査は誰がするのかなど軌道に乗るまでいろいろ問題が出てくると思います。
教育次長	町の公金外現金の取り扱いについて責任者の報告をし、監査し所属長より報告してもらっています。この事業についてもしっかり報告してもらうようにする。
森委員	システム等を学校すべての先生の熟知が必要。また他の市町から転勤してきても対応可能なようにしてほしい。
松浦委員	口座振込を拒まれる方もいる。また引落している人と現金で支払いをしている人などうわさ等が広がることもあるので丁寧に説明し協力を求めてほしい。
教育長	他市町でも1年目はいろいろな調整が必要であったと聞いている。今は口座を作らない人もいる。ケースバイケースの対応が必要。ただし、この方法をとることが持続可能な形であると考えます。
生田主査	学校すべての先生にこの業務を理解してもらうために40ページほどのマニュアルを作成している。かなり細かく記載しておりこれを読めばわかるような内容で作成している。
教育長	森委員から学校の体制についてお話があったが、先般の校園長会でも事務職員頼みにならないように、またすべての教職員がこの業務について理解するよう依頼した。また他クラスで徴収金の話をする時間を確保できるような働き片改革・教育課程の改革が必要である。
教育長	これより議案第10号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
各委員	【異議なし】
教育長	ご異議なしと認めます。 よって議案第10号は原案どおり可決されました。続きまして、日程第5「議案第11号 愛荘町社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説

	明をお願いします。
教育次長	—議案第 11 号の説明—
教育長	ただいま「議案第 11 号 愛荘町社会教育委員の委嘱について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。
各委員	【質疑なし】
教育長	質疑がないようですので、これより議案第 11 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
各委員	【異議なし】
教育長	ご異議なしと認めます。よって議案第 11 号は、原案どおり可決されました。続きまして、日程第 5 「議案第 11 号 愛荘町社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
生涯学習課長	—議案第 11 号の説明—
教育長	ただいま「議案第 11 号 愛荘町社会教育委員の委嘱について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。
各委員	【質疑なし】
教育長	質疑がないようですので、これより議案第 11 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
各委員	【異議なし】
教育長	ご異議なしと認めます。よって議案第 11 号は、原案どおり可決されました。続きまして、日程第 6 「議案第 12 号 愛荘町少年補導委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
生涯学習課長	—議案第 12 号の説明—
教育長	ただいま「議案第 12 号 愛荘町少年補導委員の委嘱について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。

各委員	【質疑なし】
教育長	質疑がないようですので、これより議案第 12 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
各委員	【異議なし】
教育長	ご異議なしと認めます。よって議案第 12 号は、原案どおり可決されました。続きまして、日程第 7 「議案第 13 号 愛荘町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
生涯学習課長	—議案第 13 号の説明—
教育長	ただいま「議案第 13 号 愛荘町スポーツ推進委員の委嘱について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。
各委員	【質疑なし】
教育長	質疑がないようですので、これより議案第 13 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
各委員	【異議なし】
教育長	ご異議なしと認めます。よって議案第 13 号は、原案どおり可決されました。続きまして、日程第 8 「議案第 14 号 愛荘町立歴史文化博物館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
歴史博物館長	—議案第 14 号の説明—
教育長	ただいま「議案第 14 号 愛荘町立歴史文化博物館協議会委員の委嘱について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。
各委員	【質疑なし】
教育長	質疑がないようですので、これより議案第 14 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

各委員	【異議なし】
教育長	ご異議なしと認めます。よって議案第 14 号は、原案どおり可決されました。続きまして、日程第 9 「議案第 15 号 愛荘町文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
歴史博物館長	—議案第 15 号の説明—
教育長	ただいま「議案第 15 号 愛荘町文化財保護審議会委員の委嘱について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。
各委員	【質疑なし】
教育長	質疑がないようですので、これより議案第 15 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
各委員	【異議なし】
教育長	ご異議なしと認めます。よって議案第 15 号は、原案どおり可決されました。続いての議題に入る前に承認第 7 号から承認第 9 号については個人情報に関わる議題となっております。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第 5 条の規定により人事に関する事件その他の事件について出席委員の 3 分の 2 以上の多数で議決した時は、これを公開しないことができるとなっております。この議案については、公開しないこととしてよろしいか、お諮りします。
歴史博物館長	
各委員	【異議なし】
教育長	ご異議なしと認めます。よって承認 7 号から承認 9 号は非公開といたします。 ●上記の決定により、承認第 7 号から承認第 9 号は非公開とする。
	「承認第 7 号 区域外就学の専決処分につき承認を求めることについて」 承認件数 小学生 3 名 中学生 2 名
	「承認第 8 号 学区外就学の専決処分につき承認を求めることについて」 承認件数

小学生 1名

「承認第9号 要保護および準要保護児童生徒の認定の専決処分につき承認を求めることについて」

承認件数

小学生 3名

中学生 2名

以上で、令和6年第3回定例会の案件はすべて終了しました。

午後4時45分 閉会